



消費税が変わります!



- ・平成31年(2019年)10月1日から、軽減税率制度が実施されます。
- ・消費税率は、10%(標準税率)と8%(軽減税率)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の
一体資産を含みます。



外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ》

軽減税率対象(8%)

標準税率対象(10%)

一体資産(※)

飲食料品(食品表示法に規定する食品)

人の飲用又は食用に供されるもの

酒類



テイクアウト・宅配等



外食



ケータリング等



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。



●軽減税率制度はすべての事業者の方に関係があります。

- ・帳簿や請求書等に、軽減税率(8%)と標準税率(10%)を区分して記載するなど、一定の記載事項が加わります。
- ・軽減税率対応のレジの導入や受発注システムの改修など、事前の準備が必要となる場合があります。

- 沖縄総合事務局経済産業部消費税転嫁対策室では、
沖縄国税事務所と連携して、消費税の軽減税率制度説明会を開催します。

受講料
無料

日 時	会 場	※事前予約をお願いします。
平成30年8月6日(月) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00		
平成30年9月11日(火) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00	那覇第2地方合同庁舎1号館 大会議室(2階) 那覇市おもろまち2-1-1	那覇商工会議所 中小企業相談部 TEL098-868-3758
平成30年9月28日(金) 午前の部 10:00~12:00 午後の部 14:00~16:00		



説明会日程の最新情報
は国税庁ホームページで確認できます。



国税庁HP内特設サイトで軽減税率制度の概要をチェック!

軽減税率対策補助金について
調べる! (補助金事務局HP)



- 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)でご相談できます。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターでご相談できます。
【専用ダイヤル】0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

~ 美ら島の未来を拓く ~

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。